

人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業
中核機関及び拠点機関委託業務 中間評価要項

令和6年7月22日
理事長 裁定

この要項は、人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業（以下「本事業」という。）における中核機関委託業務及び拠点機関委託業務の中間評価（以下「評価」という。）に関し、必要な事項について定めるものとする。

第1 評価の目的等

各受託機関の進捗状況等を把握するとともに、本事業のさらなる発展に資することを目的とする。

第2 評価の時期

評価は、令和7（2025）年度に行う。

第3 評価の実施

1. 評価は、人文学・社会科学データインフラストラクチャー強化事業委員会（以下「事業委員会」という。）が行うものとする。
2. 評価は、書面、現地調査及び合議により実施する。
3. 実施手順
 - （1） 書面評価
事業委員会は、実施計画提案書及び評価用委託業務成果報告書に基づき、「4. 評価に当たっての着目点」に沿って書面評価を行い、「5. 評価基準」の（1）により評点を付すとともに評価コメントを作成する。
 - （2） 現地調査
事業委員会は、各受託機関について現地調査を行い、「4. 評価に当たっての着目点」に沿って現地調査を行い、現地調査報告書を作成するとともに、総合評価案を付す。このほか、現地調査の手順等については、別に定める。
 - （3） 合議評価
事業委員会は、書面評価結果及び現地調査報告書に基づき合議を行い、総合評価を決定する。併せて、事業委員会は中間評価に係る所見を作成する。

4. 評価に当たっての着目点

- 中核機関
 - （1） 委託業務全体の実施状況
 - ・ 本事業の趣旨や実施計画に沿って、着実に委託業務が進展しているか
 - ・ 委託業務の実施において問題となる点があった場合、解決に努めているか
 - ・ 採択時に通知された「選定に係る所見」の内容が適切に反映されているか
 - ・ 委託費は業務実績や実施計画と整合性がとれているか
 - （2） JDCat の発展・普及に係る取組状況
 - ・ メタデータの作成や JDCat との連携は着実に進んでいるか
 - ・ 他機関のデータや委託の受入を積極的に行っているか
 - ・ データ利活用の促進に資する取組は、二次利用や寄託等に貢献できているか
 - （3） 中核機関としての取組状況

- ・拠点機関等と密接に連携し、委託業務の運営について中心的役割を果たしているか
- ・JDCat の運用・改修、メタデータスキーマ及び統制語彙の妥当性並びにデータ共有の手引きの改訂について、検討が進んでいるか

● 拠点機関

(1) 委託業務全体の実施状況

- ・本事業の趣旨や実施計画に沿って、着実に委託業務が進展しているか
- ・委託業務の実施において、問題となる点があった場合、解決に努めているか
- ・採択時に通知された「選定に係る所見」の内容が適切に反映されているか
- ・委託費は業務実績や実施計画と整合性がとれているか

(2) JDCat の発展・普及に係る取組状況

- ・メタデータの作成や JDCat との連携は着実に進んでいるか
- ・他機関のデータや委託の受入を積極的に行っているか
- ・データ利活用の促進に資する取組は、二次利用や寄託等に貢献できているか

(3) 拠点機関としての取組状況

- ・中核機関等と密接に連携しているか

5. 評価基準

(1) 書面評価の項目ごとの評価

評 点	評 価 基 準
S	たいへん優れている。
A	優れている。
B	やや不十分である。
C	不十分である。

(2) 総合評価

評 点	評 価 基 準
S	委託業務のこれまでの進捗状況が優れており、今後の計画等についても本事業推進への貢献度が高いと見込まれる。
A	委託業務のこれまでの進捗状況は問題なく、今後の計画等についても本事業推進への貢献が見込まれる。
A ⁻	委託業務のこれまでの進捗状況は概ね問題なく、今後の計画等についても本事業推進への一定の貢献が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、一層の努力が必要である。
B	委託業務のこれまでの進捗状況に遅れ等があり、今後の計画等については本事業推進に貢献するうえで改善が必要と判断される。
C	委託業務のこれまでの進捗状況は問題が多く、委託経費の減額または中止が妥当と判断される。

第4 その他

1. 開示・公開等

- (1) 評価の過程は非公開とする。
- (2) 評価者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、総合評価及び中間評価に係る所見を各受託機関に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2. 利害関係者の排除

委員は、中核機関及び拠点機関委託業務に参画していない事を条件とし、かつ、中核機関及び拠点

機関委託業務の参画者との関係性が以下のいずれかに該当していない者とする。

- (1) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
- (2) 緊密な共同研究を行う関係
- (3) 同一研究単位での所属関係（同一研究室の研究者等）
- (4) 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- (5) その他、委員が中立・公正に評価を行うことが困難であると判断される関係

3. 秘密保持

- (1) 評価の過程で知り得た個人情報及び評価内容に係る情報については、外部に漏らしてはならない。
- (2) 取得した情報（各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理に当たるものとする。

4. その他

この要項に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則（令和6年7月22日）

この裁定は、令和6年7月22日から施行する。